

愛知県立佐屋高等学校生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は愛知県立佐屋高等学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は本校の教育目標に即し、学校生活を楽しく規律正しいものにし、よい校風を作る態度、民主的に行動する態度および自律的に生活する態度を養うことを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために次のような活動を行なう。

- (1) 会員相互の親睦、学校生活の改善及び福祉の向上を図る活動
- (2) ホームルームおよび部活動における生徒活動の連絡調整についての活動
- (3) 学校行事等への協力に関する活動

第3章 会 員

第4条 本会の会員は愛知県立佐屋高等学校全生徒とする。会員は本会の目的を自覚しその目的の達成のためにつとめなければならない。

第4章 組 織

第5条 本会は基本的組織として各ホームルームをもつ。

第6条 本会は次の機関を常設する。

執行委員会 専門委員会 生徒議会 部連絡会

第5章 役 員

第7条 本会は役員として会長1名、副会長2名、書記2名および会計2名を置く。

第8条 役員の任期は一期間とするが再選を妨げない。ただし、任期終了後でも最初の選挙公示後の投票予定日まではその期限をもつ。それ以後に、役員の空席のある場合は、その期間中においてのみ、議会が議員の中より若干名の仮役員を選出しその任務を代行する。

第9条 役員は原則として全会員の無記名投票により選出される。

第10条 各ホームルームより1名ずつ選出された選挙管理委員会が役員選挙を管理する。選挙規定は別に定める。

第11条 会長は次のことを行う。

- (1) 生徒会の長として会を統率し、会を代表する。
- (2) 執行委員会の長となり、また生徒会の主催する集会を司会してその活動を指導する。

第12条 副会長は次のことを行う。

- (1) 会長を補佐し、会長が不在の場合または執務不能の場合は会長を代行する。
- (2) 部連絡会の長となり、部活動の連絡調整に関する事項を処理する。

第13条 書記は次の事務を行う。

- (1) 会議の議事録、会に必要な名簿、会の発行物およびその他の行事録保管。
- (2) 本会会則および生徒会関係規則等の保管。
- (3) 会務の報告。

(4) その他の事務

第14条 会計は予算を編成し、支払い及び記帳を行う。

第6章 執行委員会

第15条 執行委員会は、役員と各専門委員会の長とをもって構成する。

第16条 執行委員会は次のことを行う。

- (1) 議事の運営その他の生徒会活動の企画をなし、議案を議会に提出する。
- (2) 生徒議会の決議に基づいて各専門委員会の活動について指示する。
- (3) 生徒議会の議決に基づいて対外関係の事項を処理する。
- (4) 会長が緊急と認めた場合は臨時に議会の職務を代行する。ただし、この場合は議会の承認を受けなければならない。

第17条 執行委員は生徒議会で執行委員会の提出した議案の説明を行ない、質問に対しては答弁しなければならない。

第7章 専門委員会

第18条 執行委員会のもとに常任専門委員会と臨時専門委員会を設ける。

- (1) 常任専門委員会（以下委員会という）は、執行委員会の指示事項を処理するために次の各委員会を設ける。

文化 運動 保健・福祉

- (2) 臨時専門委員会は、執行委員会の決定に基づき必要に応じて設けることができる。

第19条 各委員会は次のことを行う。

- (1) 文化委員会は各ホームルームより2名ずつ選出された文化委員よりなり、文化活動に関する事項を行う。
- (2) 運動委員会は各ホームルームより2名ずつ選出された運動委員よりなり、運動行事に関する事項を行う。
- (3) 保健・福祉委員会は各ホームルームより2名ずつ選出された保健・福祉委員よりなり、会員の健康保持、校内美化ならびに会員の福祉向上に関する事項を行う。また、本校における青少年赤十字に関する活動の中心となって計画・立案を行う。

第20条 委員会は委員の中から互選された委員長の召集によって、必要に応じて開会することができる。ただし、委員会の内容について会長に報告しなければならない。

第8章 生徒議会

第21条 本会の議決機関は生徒議会（以下議会という）である。

第22条 議会は会員の代表者である役員及び各ホームルームより選出された議員により構成される。

第23条 議会の開催

- (1) 議会は原則として毎月 1 回定例議会を開く。ただし、2 分の 1 以上の議員及び会長の要請のあった場合は臨時議会を開くことができる。
- (2) 議会は議員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開催議決することができない。又、執行委員会の助言により会長は定例議会を取り止めることができる。

第 2 4 条 議会での採決

- (1) 議会での採決は出席議員の 2 分の 1 以上の賛成を必要とする。
- (2) 議会で議決された事項は、学校長の承認を経た後、全会員に周知徹底しなければならない。
- (3) 役員は議会において発言権及び動議権は有するが、表決権はない。

第 2 5 条 議会の役員

- (1) 議会役員は、議長 1 名、副議長 1 名及び書記 2 名より構成される。
- (2) 議長、副議長はそれぞれの議員の互選により選出する。書記は生徒会の書記が兼任する。

第 2 6 条 議会役員の任務

- (1) 議長は議会を代表し、その議事の進行にあたる。
- (2) 副議長は議長を補佐し、議長の不在または執務不能の場合これを代行する。
- (3) 書記は議事録を保管し、役員及び議員の名簿を作成し、あわせて、その他の事務を行う。

第27条 採決の場合、副議長はその議席において投票し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第28条 議長が動議を提出する時は、議席にもどってこれを行い、この間の議事の進行は副議長が行う。

第9章 議員

第29条 議員の選出

(1) 議員は各ホームルームの無記名投票により2名選出される。

(2) 議員に欠員を生じた場合は、該当ホームルームですみやかに選出する。ただし、補欠議員の任期は前任者の残任期間とする。

第30条 議員の任期は一期間とするが再選を妨げない。

第31条 議員は、生徒会活動、議会活動、および委員会活動に関するあらゆる活動状況ならびに議決修正等を各自のホームルームに伝達しなければならない。

第10章 部連絡会

第32条 各部と議会との連絡を緊密にして、両者の円満なる発展を促進し、部相互間の連絡調整を行なうため部連絡会（以下連絡会という）を設ける。

第33条 副会長は連絡会の長であって連絡会を召集する権限を有し、会を司会する。

第34条 連絡会は、副会長、書記、会計の各々1名及び各部長よりなる。

第35条 連絡会は、原則として毎月1回定例会を開き部側の要求及び議会側の要請などについて話し合い、部活動を調整する。

第 1 1 章 財 政

第 3 6 条 本会は原則として会員より徴収する会費によりまかなわれる。

第 3 7 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。

第 1 2 章 ホームルーム

第 3 8 条 ホームルームは、生徒会に関する審議および活動の基本的組織となるものである。

第 3 9 条 各ホームルームは次の役員と委員とを置く。

- (1) 室 長 1 名 ホームルームの中心となりホームルームの議長を務める。
- (2) 副室長 1 名 室長を補佐し、ホームルームの副議長を務める。
- (3) 書 記 1 名 ホームルームの諸記録を行い議事録などを保存する。
- (4) 会 計 2 名 ホームルームの財政の管理を行い、金銭出納の責任を負う。
- (5) 文化委員 2 名 文化委員会と連絡をとりホームルームの文化行事にあたる。
- (6) 運動委員 2 名 運動委員会と連絡をとりホームルームの運動行事にあたる。
- (7) 保健・ 保健・福祉委員会と連絡をとり、ホームル
福祉委員 2 名 ルーム員の健康保持ならびにルーム内の美化につとめる。

なお各ホームルームは、必要に応じてその他の係を置くことができる。

第 1 3 章 会 期

第 4 0 条 会期は1年を2期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から3月31日までとする。

第 1 4 章 生徒総会

第 4 1 条 総会は全会員をもって構成し、その3分の2以上の出席を得て開催する。

第 4 2 条 定例総会は原則として每期1回開催する。ただし、会長及び全会員の2分の1以上の要請のある場合、又は校長の要請のある場合には臨時総会を開くことができる。

第 4 3 条 総会の議決は出席会員の過半数の賛成により決する。賛否同数の場合は議長が決する。

第 4 4 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 予算の承認
- (2) 決算の承認
- (3) 会長在任期間の諸報告
- (4) 本会会則の改正
- (5) その他の重要事項

第 1 5 章 顧 問

第 4 5 条 本会は次の機関に顧問を置く。

生徒会 各専門委員会 各部

第 4 6 条 それぞれの部署を担当する顧問は、それぞれの会合に出席し、勧告助言を与える。

第16章 最高決定権

第47条 本会について最高決定権は校長が有する。

第48条 本会の議決は校長の承認を得た後効力を発する。ただし、簡単な事項は生徒会の顧問の承認があれば随時行うことができる。

第17章 改正

第49条 本会会則の改正は、全会員の3分の2以上の賛成による承認を得た後、校長の承認を必要とする。

愛知県佐屋高等学校生徒会役員選挙規定

第1章 総則

第1条 この規定は、愛知県立佐屋高等学校生徒会会則（以下会則という）第7条による役員選挙に関する細則である。

第2条 役員定期選挙は1年2回会員全員の直接選挙により行う。

第2章 選挙権および被選挙権

第3条 生徒会会員はすべて、選挙権を有する。ただし、選挙管理委員は選挙権及び被選挙権を有しない。選挙管理委員が被選挙権を得たい時は、その職務を代行させなければならない。

第3章 選挙管理委員会

第4条 選挙事務を行うために選挙管理委員会を設ける。

第5条 選挙管理委員会は、各ホームルームで選出された1名の選挙管理委員により構成する。その任期は1ヵ年とする。

第6条 選挙管理委員長は委員の互選により選出する。

第7条 選挙管理委員会は次の事を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補者の受付
- (3) 立候補者の資格審査
- (4) 投票及び開票に関する一切の事務
- (5) 選挙結果の確認とその通知

第4章 候補者及び当選者

第8条 立候補希望者は、25名以上の会員の署名のある推薦状をそえて選挙管理委員会に立候補届出を行う。ただし、署名者は同種の2人以上の立候補者に推薦署名をすることができない。

第9条 有効投票の最多数を得た者から当選者を決定する。

第10条 無競争の場合は、その立候補者につき全会員による信任投票を行ない、有効投票の過半数を得た場合のみこれを認める。

第5章 投票

第11条 投票は次の通り行う。

- (1) 会長、副会長、書記及び会計は、記名单記投票とする。
- (2) 立会演説後直ちに投票を行う。

愛知県立佐屋高等学校部活動規定

第1条 目 的

部活動は、健全な趣味や豊かな教養を養い、心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養い、よって自主的に育て集団生活において協力していく態度を養うことを目的とする。

第2条 組 織

- (1) 部活動は、文化、運動、特別の3部とする。
- (2) 各部は、部長、副部長、書記、会計を各1名置く。
- (3) 各部は、2名以上の顧問（本校職員）を置く。
顧問は、指導助言を与える。

第3条 会 費

部は、原則として会員より徴集する会費によりまかなわれる。

第4条 新 設

- (1) 部を新設しようとする場合は、まず同好会を発足させなければならない。
- (2) 同好会を発足するには、必要な署名をそえて設立願書を部連絡会に提出し、承認を得なければならない。

第5条 昇 格

部活動連絡会は、同好会が部へ昇格する条件を満たしたとき、部への昇格を認めることができる。

第6条 格下げ・廃部

部活動連絡会は、部としての活動が不能と認めたとき、同好会への格下げ、あるいは廃部にすることができる。

第7条 決 定 権

部活動などに関する内規及び全ての事項は、部活動連絡会により決定する。決定事項は、顧問会議（職員会議）を経て校長の承認を得なければならない。

生徒会組織表

